

改正案	現行
<p>（保険契約の申込みの撤回等ができない場合） 第四十五条 法第三百九条第一項第六号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 次に掲げる場合以外の場合において、申込者等（法第三百九条第一項に規定する申込者等をいう。以下この条において同じ。）が、保険会社、外国保険会社等（免許特定法人の引受社員を含む。第五号及び次条において同じ。）、少額短期保険業者、特定保険募集人（法第二百七十六条に規定する特定保険募集人をいう。以下同じ。）又は保険仲立人（以下この号及び第四号において「保険会社等」と総称する。）の営業所、事務所その他これに準ずる場所（以下この号及び第四号において「営業所等」という。）において保険契約の申込みをしたとき。</p> <p>イ 当該保険契約の申込みについて、次のいずれにも該当する場合</p> <p>(1) 保険会社等又はその役員若しくは使用人が、申込者等に対し、保険契約の締結又は保険募集を行うためのものであることを告げずに当該保険会社等の営業所等への来訪を要請した</p>	<p>（保険契約の申込みの撤回等ができない場合） 第四十五条 法第三百九条第一項第六号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 申込者等（法第三百九条第一項に規定する申込者等をいう。以下この条において同じ。）が、保険会社、外国保険会社等（免許特定法人の引受社員を含む。第四号及び次条において同じ。）、少額短期保険業者、生命保険募集人、損害保険代理店、少額短期保険募集人又は保険仲立人の営業所、事務所その他これに準ずる場所において保険契約の申込みをした場合</p>

こと。

(2) 当該来訪の要請に応じて当該営業所等に赴いた当該申込者等が、その赴いた日に当該営業所等において当該保険契約の申込みをしたこと。

ロ 当該保険契約の申込みについて、次のいずれにも該当する場合

(1) 申込者等が、専ら保険会社等の保険募集に係る業務以外の業務に関する目的で当該保険会社等の営業所等に赴いたこと

(2) 当該目的で当該営業所等に赴いた当該申込者等が、その赴いた日に当該営業所等において当該保険契約の申込みをしたこと。

二 申込者等が、自ら指定した場所（当該申込者等の居宅を除く。

）において保険契約の申込みをすることを請求した場合において、当該保険契約の申込みをしたとき。

三 申込者等が、郵便その他の内閣府令で定める方法により保険契約の申込みをした場合

四 申込者等が、保険会社等の営業所等又は第二号に規定する場所その他自ら選択した場所（当該申込者等の居宅を除く。）において、当該保険会社等の預金若しくは貯金の口座（以下この号において「預貯金口座」という。）への振込みにより保険契約に係る保険料（当該保険料の前払として払い込む金銭を含む。）を払い込み、又は当該預貯金口座への振込みによる当該保険料の払込み

二 申込者等が、自ら指定した場所において保険契約の申込みをすることを請求した場合において、当該保険契約の申込みをしたとき。

三 申込者等が、郵便その他の内閣府令で定める方法を利用して保険契約の申込みをした場合

（新設）

を当該保険会社等若しくはその役員若しくは使用人に委託した場合

五 申込者等が、保険会社等（保険会社又は少額短期保険業者をいう。次条において同じ。）又は外国保険会社等の指定する医師による被保険者の診査をその成立の条件とする保険契約の申込みをした場合において、当該診査が終了したとき。

六 当該保険契約が、勤労者財産形成促進法第六条に規定する勤労者財産形成貯蓄契約、勤労者財産形成年金貯蓄契約又は勤労者財産形成住宅貯蓄契約であるとき。

七 当該保険契約が、金銭消費貸借契約、賃貸借契約その他の契約に係る債務の履行を担保するための保険契約であるとき。

八 当該保険契約が、既に締結されている保険契約（以下この号において「既契約」という。）の更改（保険金額その他の給付の内容又は保険期間の変更に係るものに限る。）若しくは更新に係るもの又は既契約の保険金額、保険期間その他の内容の変更に係るものであるとき。

（保険募集人等に関する権限の財務局長等への委任）

第四十七条の三 長官権限のうち次に掲げるものは、特定保険募集人の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任するものとする。ただし、第七号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

四 申込者等が、保険会社等（保険会社又は少額短期保険業者をいう。次条において同じ。）又は外国保険会社等の指定する医師による被保険者の診査をその成立の条件とする保険契約の申込みをした場合において、当該診査が終了したとき。

五 当該保険契約が、勤労者財産形成促進法第六条に規定する勤労者財産形成貯蓄契約、勤労者財産形成年金貯蓄契約又は勤労者財産形成住宅貯蓄契約であるとき。

六 当該保険契約が、金銭消費貸借契約、賃貸借契約その他の契約に係る債務の履行を担保するための保険契約であるとき。

七 当該保険契約が、既に締結されている保険契約（以下この号において「既契約」という。）の更改（保険金額その他の給付の内容又は保険期間の変更に係るものに限る。）若しくは更新に係るもの又は既契約の保険金額、保険期間その他の内容の変更に係るものであるとき。

（保険募集人等に関する権限の財務局長等への委任）

第四十七条の三 長官権限のうち次に掲げるものは、特定保険募集人（法第二百七十六条に規定する特定保険募集人をいう。以下この項及び第四項において同じ。）の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任するものとする。ただし、第七号に

一〇十一 (略)
二〇七 (略)

掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。
一〇十一 (略)
二〇七 (略)